

八戸市ひとり親世帯 臨時特別給付金のご案内 (青森県事業)

1. 支給対象者

- 令和8年4月分の児童扶養手当を受給（全部支給・一部支給）しているひとり親世帯

2. 支給額

児童1人当たり一律 **2万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **令和8年7月29日（水）**に児童扶養手当の受給口座に振り込みます。

【ご注意ください】

次の方は様式を市ホームページよりダウンロードし、**令和8年7月16日（木）**までに子育て支援課へ提出してください。

- ①受給を拒否する方・・・**受給拒否の届出書**
 - ②口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る方・・・**支給口座登録等の届出書**
- ※児童扶養手当受給者の口座変更の届出は別途必要となります。

■お問い合わせ先

八戸市 子育て支援課
ひとり親世帯臨時特別給付金担当
住所：八戸市内丸1丁目1番1号
電話：0178-43-2166

市ホームページは
こちら



「八戸市ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。